

WTO閣僚会議 カタール宣言と今後の農業交渉

― 日本提案と農業交渉の行方 ―

(社) 北海道地域農業研究所
専務理事

佐伯 憲司

一、WTO (世界貿易機関) とは

(一) 関税貿易一般協定 (GATT) ガット) ウルグアイ・ラウンドの最終合意文書に署名した世界百三十カ国・地域以上の政府・当局の合意を受けて、一九九五 (平成七) 年一月に発足した国際機関 *WTO*。

① 英語では World Trade Organization と通称 WTO といふ。

② 物の貿易だけでなく、サービスや知的所有権を含めた世界貿易を統括する機能を持つ。

③ ガットに比べ国際紛争処理機能を強化した。

④ 本部はスイスのジュネーブに置く。

(二) ウルグアイ・ラウンドなどで合意した国際貿易に関する取り決めに参加各国・地域が順守するよう、監視する役割を担う。

① 世界の貿易自由化を進めるための枠組み構築も進める。

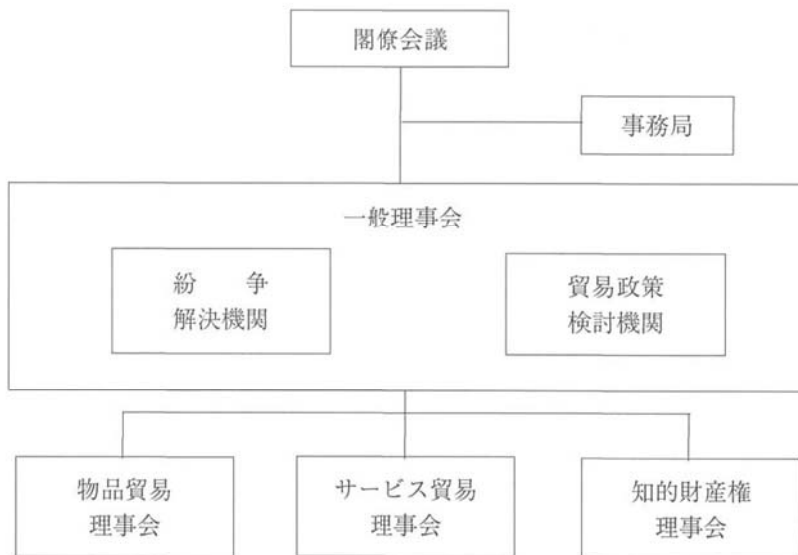
② 二年に一回、参加国の閣僚会議を開催するほか、常設の理事会も設けている。

二、WTOの機構図

WTOの機構図は次ぎのとおりである。

なお、第四回閣僚会議で一般理事会の下に貿易交渉委員会を (下

WTOの機構図



NC)を設置し、交渉を監督することとし、初回の会合は平成十四年一月二十八日に開催、農業交渉が実質的に始まった。今後は二・三ヶ月に一回の頻度で会合を開催する予定である。

三、WTOの特徴

WTO協定により多角的貿易体制はガット時代に比べ次のように強化されました。

(一) 既存の貿易ルールの強化

① 特定の物品（農業、繊維）の貿易に関する協定を作成した。

② 国際貿易のルール（アンチダンピング、セーフガード等）に関する既存の協定を改正して内容を充実した。

(二) 新しい分野のルール策定

① 物品の貿易に加え、サービスの貿易に関する協定を作成した。

② 貿易に関連する知的所有権や投資措置に関する協定を作成した。

(三) 紛争解決手続きの強化

① 統一された紛争解決手続きを採用した。

② 貿易紛争に対してWTO紛争解決手続きによらない一方的措置の発動を禁止した。

③ 紛争解決手続きが迅速・円滑に進行するよう手続きの実効性を強化した。

④ パネル（小委員会）報告の法解釈につき再審査を行う常設の上級委員会を設置した。

(四) 諸協定の統一的な運用の確保

附属する物品の貿易に関する多角的協定、サービスの貿易に関する

WTO閣僚会議の開催

開催年月	開催都市	主要事項
1996年12月 平成8年	第1回閣僚会議 シンガポール	既存合意の着実な実施を確認
1998年5月 平成10年	第2回閣僚会議 ジュネーブ	新ラウンドの準備を開始
1999年11月 平成11年	第3回閣僚会議 シアトル	新ラウンド開始に失敗
2001年11月 平成13年	第4回閣僚会議 ドーハ	新ラウンド開始宣言を採択
2003年 平成15年	第5回閣僚会議 メキシコ	新ラウンド交渉の進捗状況の評価

る一般協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解等の協定を一括受託の対象とし、加盟国の権利義務関係を明確化した。

四、WTO閣僚会議の開催経過と加盟国

閣僚会議はWTOの最高意志決定機関であり、少なくとも二年に一回開催することとしている。第四回閣僚会議が二〇〇一年（平成十三年）九月十一日にニューヨークで発生した世界貿易センタービル爆破など米国同時多発テロ事件で開催が危ぶまれたが、当初予定とおり二〇〇一年（平成十三年）十一月九日から予定を一日延長して十四日までの六日間カタルのドーハで開催され無事終了した。昨日のように思い出される悪夢の第三回閣僚会議はご承知のとおり米国のシアトルで開催されたが、NGO（非政府組織）や途上国の反発で交渉決裂という予期せぬ結果に終わったことは、まだ我々農業関係者にとって記憶に新しいことである。

これまでに閣僚会議は一九九五年（平成七年）一月に発足して以来、第四回目の閣僚会議になるが、今回の閣僚会議で中国と台湾が新たに承認されたことで加盟国は一四四の国・地域となった。

なお、第五回の次期WTO閣僚会議が二〇〇三年（平成十五年）に開催されるが、メキシコが開催国として決定した。

五、日本提案の農業交渉と内容

日本も前回の失敗を繰り返すことなく、国民に幅広くWTO農業

交渉の日本提案を理解してもらおうべく、全国各地で説明会を開催し周知徹底を図るとともに各地での意見要望を聞くなどの対応を実施してきた。WTO農業交渉の日本提案の基本は「多様な農業の共存」である。農業は、各国の社会の基盤となり、社会にとって様々な有益な機能を提供するものであり、各国にとって自然的条件、歴史的背景等が異なる中で、多様性と共存が確保され続けなければならぬ。このためには、生産条件の相違を克服することの必要性をお互いに認め合うことが重要である。

我が国の提案は五点の内容となっている。第一は農業の多面的機能への配慮である。第二は各国の社会の基盤となる食料安全保障の確保である。第三は農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正である。第四は開発途上国への配慮である。第五は消費者・市民社会の関心への配慮である。

また、農業交渉の進め方は、包括ラウンドの一環として一括受諾方式の下に実施・妥結されるべきであると我が国は一貫して主張してきた経過にある。

今回の閣僚会議は途上国対策、米国の対応、中国の加盟など多くの問題を抱えての開催であった。会議の争点はEU（欧州連合）が農業補助金撤廃に、インドが投資と環境のルール作りそれぞれ反発し、会議は波乱含みで一日延長したが最終的には閣僚宣言は採択され無事終了した。

六、閣僚宣言の採択と評価

二〇〇一年（平成十三年）十一月十四日に一日遅れて閣僚宣言が採

択され、WTOにおける新たな多角的貿易交渉（新ラウンド交渉）を開始することが決定された。この他に、知的所有権（TRIPS）協定と公衆衛生に関する宣言、及び「実施」に関する決定が同時に採択された。

新ラウンドは、貿易自由化のみならず、ダンピング防止措置などの貿易ルールも含む幅広い分野を対象とし、農業分野については、日本の主張が概ね取り入れられた結果となった。

七、閣僚宣言の主な内容

（一）交渉期間は三年間で、二〇〇五年（平成十七）年一月一日までに終了する。また、交渉結果の発動は原則として一括受諾方式（シングル・アンダー・テイキング）として取り扱う。

（二）交渉対象は、「実施」問題、農業、サービス、非農産品の市場アクセス、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の一部、シンガポール・アジェンダ（投資、競争、貿易円滑化、政府調達透明性）、WTOルール、紛争解決了解、貿易と環境など幅広いものとなった。

（三）この中で農業については、ケアンズグループ（輸出補助金なし輸出国）の主張する「農工一体論」や非貿易的関心事項への限定条件は盛り込まれず、「非貿易的関心事項が農業協定で規定されている」とおり交渉において考慮されることを確認する」ということとなった。また、交渉結果の先取りも回避された。なお、非農産物（林水産物）の市場アクセスが交渉の対象となった。

（四）ダンピング防止（AD）協定については、「WTOルール」

の中で、規律の明確化及び改善について交渉することとなった。

(五) 投資・競争等のシンガポール・アジエンダは、まずはこれまでの検討作業を続けて、第五回閣僚会議の後に、多国間のルールについて交渉することとなった。

(六) 貿易と環境については、一部の事項（多国間環境協定（MEA）とWTOルールとの関係など）について交渉を開始することとなった。なお、漁業補助金は、「WTOルール」における交渉の一部となった。

(七) 労働については、前文にて国際労働機関（ILO）の作業に留意する等の言及にとどめられた。

(八) 途上国との関係については、「実施」問題に関する決定を行い、未解決の項目を交渉の対象とすることとなった他、技術協力の強化や後発開発途上国産品の市場アクセスの改善に努力することとなった。

八、中国、台湾の加盟

WTO閣僚会議は中国、台湾の加盟を承認した。中国は一九八六（昭和六十一）年にWTOの全身である関税貿易一般協定（ガット）に加入を申請して以来十五年にして、ようやく加盟が実現した。中国は貿易額で世界第七位、台湾は一四位の有力な貿易国家・地域である。両国の加盟を自由貿易体制の拡充、強化につながる動きとして歓迎している。中国、台湾との経済関係が特に緊密な日本をはじめとする東アジア諸国は、これを弾みに改革を加速し、両者との共存・共生の関係を構築すべきである。

九、WTO閣僚宣言と農業交渉の行方

(一) 「農業」も実質交渉へ

閣僚宣言は日本の主張に沿った内容となったが、新ラウンドの交渉期間は三年間で合意期限は二〇〇五（平成十七）年一月一日までに交渉を終結することで決まった。この決定を踏まえて今後の動向としては、農業交渉も期限内の合意を目指して、実質交渉が加速される見通しにある。また、農業交渉は関税の引き下げ率などの一般的な自由化ルール（自由化の基準）を二〇〇三（平成十五）年三月三十一日までに決定することとなった。

これに基づいて各国が、品目毎の関税引き下げ率などを一覽表にした国別約束表（包括的な譲許表）、即ち、包括的自由化計画（各国が行う保護削減策）を、二年以内に開かれる第五回閣僚会議までに提出することになり、その後、二国間などで、品目毎の交渉を行い最終的に合意するとの段取りである。

ミニマムアクセス（MA）最低輸入機会）米削減も自由化の一般ルールに当たるが、一般的には「こつとした難しい問題は合意期限ぎりぎりまでもつれ込む」との見通しが極めて強い状況にある。実際、ウルグアイ・ラウンドで合意した関税化の特例措置は、最終段階で米の市場開放をめぐる日米交渉の結果を、自由化の一般ルールとして定めた経過がある。

早くもWTO本部（スイス・ジュネーブ）では多角的貿易交渉（新ラウンド）の立ち上げを踏まえて、今後の交渉の進め方を協議すべく非公式及び公式の会合が既に開始され、実質交渉の前哨戦と

しての駆け引きが本格化してきた。

我が国も新ラウンドの取り組み体制を強化すべく対策本部を設置するなど、WTO閣僚宣言を踏まえ、「日本提案」の農業交渉は既の実現を目指して本格交渉が始まった。

一〇、今後の残された課題

(一) 途上国との連携協調

第三回閣僚会議(米国シアトルで開催)ではNGO(非政府組織)や途上国の反発で交渉決裂という予期せぬ結果に終わった苦い経験があるが、今回のWTO閣僚会議で影響力を示したのは、他でもない八割を占める開発途上国であった。多くの分野で日本や米国などから譲歩を引き出し、途上国の支持なしには主要国も主張を通せなくなることに加えて、さらに、中国の加盟でその流れは一層強まると思われる。

途上国の主張を端的に表現すれば「自国の農業は守り、先進国には市場開放を迫る」ということであるが、日本はEUと手分けして途上国に要員を派遣し多面的機能の重要性を説明し、国内生産を柱に途上国が食料安全保障を確保できるよう農業交渉にも力を入れて途上国を巡回説得して廻った経過がある。

また、JAGグループも代表団をド



ハに派遣し、欧州団体連合会(COPA)との意見交換で、アジアの途上国と欧州の農業団体の連携強化に向け、双方がリーダーシップを発揮していくことで一致し、我が国が途上国との連携協調を図るべく努めた。その一方で、ケアンズグループ(輸出補助金なし輸出国)は「先進国の農業保護が、途上国の輸出を妨げ貧困を助長している」と市場開放の支持拡大を狙っている。閣僚宣言の採択を踏まえ、新ラウンド開始では農業交渉にさらに弾みがつくことになるが、多数派づくりを目指した両陣営のせめぎ合いも、本番を迎えることになる。

この新ラウンドは二〇〇四(平成十六)年末までに終える予定であるが、ここで各国の利害をうまく調整し、自由貿易の恩恵を目に見える形で提示できなければ支持は得られない。具体的に求められていることは、先進国と途上国の格差を縮小し、途上国も果実を得られる新たな貿易ルール作りが必要であることは明らかである。このためには、これまでのように先進国、特に米国主導で貿易のルールを決めるやり方は通用しないことはもはや明白であり、各国の合意で協議を進めるコンセンサス方式の利点を十分に生かして取り進めるべきである。

我が国の、WTO農業交渉は急激な自由化が難しい農業分野を抱えるだけでなく、競争力があつたハイテク分野も途上国に追い上げられていくのが現状である。特に、中国がWTOに加盟したことから、今後、競争力が一層強化することに大きな脅威を抱いている。このような状況の中で日本の立場は全ての分野で非常に難しくなつたといえるが、特に、アジアの途上国との共存・共栄を基本とした連携協調を図ることが肝要である。